

1 議案名

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令について

2 提案理由

業務の効率化を図るため、昇給の発令又は昇格の発令、給料表の適用に異動がある場合の発令及び職務の等級又は号俸の切替えの発令の形式の見直しを行う必要がある。

教育政策課

条例等立案表

<p>題名 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p>
<p>担当者名 笠井陽菜</p>	<p>電話番号 三二〇八</p>
<p>提案(制定)理由 業務の効率化を図るため、昇給の発令又は昇格の発令、給料表の適用に異動がある場合の発令及び職務の等級又は号俸の切替えの発令の形式の見直しを行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 昇給の発令又は昇格の発令、給料表の適用に異動がある場合の発令及び職務の等級又は号俸の切替えの発令について、辞令書の交付に代わる適当な方法により行うことができることとした。 二 この訓令は、令和七年一月一日から施行することとした。</p>	
<p>関係法規</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>法令審査会 要・否</p>	<p>パブリックコメント 実施・省略・対象外</p>

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和五十一年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

- 二 昇給の発令又は昇格の発令
- 三 給料表の適用に異動がある場合の発令
- 四 職務の等級又は号俸の切替えの発令

附 則

この訓令は、令和七年一月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(特例)</p> <p>第五条 第三条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員の任免等の発令は、辞令書の交付に代えて、当該辞令書に代わる文書の交付又は送付その他適当な方法によって行うことができる。</p> <p>一 職制又は組織の改廃等に伴い一時に行われる多数の職員に係る同種の異動の発令</p> <p>二 昇給の発令又は昇格の発令</p> <p>三 給料表の適用に異動がある場合の発令</p> <p>四 職務の等級又は号俸の切替えの発令</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、職員の身分その他重要な事項に係る発令を除く発令</p>	<p>(特例)</p> <p>第五条 第三条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員の任免等の発令は、辞令書の交付に代えて、当該辞令書に代わる文書の交付又は送付その他適当な方法によって行うことができる。</p> <p>一 職制又は組織の改廃等に伴い一時に行われる多数の職員に係る同種の異動の発令</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 前号 に掲げるもののほか、職員の身分その他重要な事項に係る発令を除く発令</p>